

平成 15 年度包括外部監査の結果報告書(水道事業)の概要

. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および仙台市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

水道事業の平成 14 年度における「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」

3. 監査対象期間

平成 14 年度(平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要と認められた範囲において、平成 13 年度以前の各年度分についても一部監査の対象とした。

4. 特定の事件を選定した理由

水道事業は、仙台市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠かせない事業である。そのため、仙台市では安定供給を図る様々な施策を行っているところである。

しかしながら、財政状況については、受水費の増加や企業債の元利償還金の増加等により、平成 13 年度末において 5,356 百万円の欠損金を抱えており、厳しい状況になっている。今後水需要は大幅な伸びが見込めない状況の中で、老朽化施設の修繕や更新、施設の耐震性の向上に要する経費の増加が見込まれるなど、ますます財政状況は厳しさを増すことが予想される。水道事業は今まさに建設拡張から維持管理へという時代の大きな転換期を迎えているといえる。

仙台市の水道事業は、他都市と比べて支払利息、減価償却費および受水費の割合が高くなっているため、水道料金の合理的な算定のための適切妥当なコスト計算については、市民の関心は高いものと考えられる。

したがって、水道事業の財務事務が関係諸法令等に準拠して合规に遂行されているか、また、経営管理事務が地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の規定の趣旨を達成するように運営されているかどうかについて監査する必要性を認めたため選定した。

5.外部監査の方法

(1)監査着眼点

財務関係

- ア. 固定資産の取得・管理および会計処理の法令準拠性
- イ. 水道料金の管理および会計処理の法令準拠性
- ウ. 人件費等の主要経費の支出、会計処理および契約事務の法令準拠性
- エ. 補助金収入の会計処理の法令準拠性および交付の妥当性
- オ. 借入金・企業債等の有利子負債およびこれらの支払利息についての管理および会計処理の法令準拠性
- カ. 諸引当金の会計処理および計上の要否の妥当性
- キ. 契約事務の妥当性

経営事務関係

- ア. 固定資産の取得、維持・管理および処分手続きの適正性ならびにその活用の効率性
- イ. 人員配置および勤務体制
- ウ. 貯蔵品管理
- エ. 長期収支見込管理
- オ. 出資団体の受託事業の効率性

(2)主な監査手続

仙台市水道局決算書を入手し、概況および過去数年の数値的増減から見られる過去の施策等について把握した。

他都市における水道事業の状況との比較・分析を行った。

収入の計上基準を聴取し、その妥当性の検討を行うとともに、収入計上の基礎となった資料との照合を行った。また、収入金および債権の管理方法を聴取および実地検証し、その管理方法の妥当性を検討した。

給与・退職金等の人件費支出について、事務処理手続きを聴取するとともに、支出の合規性および会計処理の妥当性について検討した。

修繕費、その他主要経費について計上の基礎となった資料との照合を行い、会計処理の妥当性について検討した。

一般会計繰入金について受入の合規性を検討するとともに会計処理が適正であるか検討した。

固定資産の取得、除却、減価償却に関する各種書類との照合を行い、会計処理の妥当性について検討した。また、管理方法について聴取するとともに現場視察を実施した。

会計上のその他の勘定残高について内容を分析し、また関連証憑と照合を行った。

各種契約の契約方法について聴取し、その妥当性について検討した。

人員配置について現場視察を実施し、その効率性について検討した。

6.外部監査の実施期間

平成 15 年 6 月 24 日 ~ 平成 16 年 3 月 10 日

. 外部監査の結果

1. 固定資産管理

(1) 設備除却の事前承認手続

水道局会計規程によると、固定資産を廃棄しようとする場合は管理者の決裁を受けなければならないこととなっているが、管理者による年度末の一括事後決裁は行われているものの、廃棄前の個別の決裁は行われていない。金額基準を設定して決裁権限を管理者から部課長へ委譲する等、規定を合理的で実行可能なものに改訂し、遵守する必要がある。

(2) 固定資産の実査の未実施

水道局会計規程によると、固定資産について毎年度末に実査しなければならないとされている。しかし、固定資産の実査は行われていない。すべての固定資産を毎年、実査することは合理的ではなく、例えば循環的に実査を行うなど、規定を実行可能なものに改訂し、実情にあった実査を行うべきである。

(3) 土地台帳の未整備

土地台帳は市販ソフトによりパソコンで管理しているが、3年前に現在のOSソフトへの切替えを行った際に、何らかの原因で一部の物件について取得日と登記日の記載欄が空欄となっている。このトラブルが発生してから既に3年が経過していることから、速やかな改善が必要である。

(4) 遊休設備の除却処理の検討

遊休設備のうち、今後の使用見込のないものが18件(簿価329,056千円)ある。そのうち2件については償却資産は現存するが、各々平成6年度および平成14年度に決算処理上、有姿除却している。他のものも、今後の使用見込がないのであれば、同様に除却処理すべきである。

また、会計規程には「固定資産の用途を廃止した場合は、……普通財産に切換え管財課長に引き継がなければならない。」とされている。しかし、上記のうち14件については固定資産の用途を廃止し、今後の使用見込みもないが、設備の廃棄に多大な費用を要することから、廃棄を見合わせており、管財課に引継がされていない。このように引継ができないケースがあるのであれば、実態に即して規定を改訂すべきである。

(5) 固定資産除却損の計上時期

下記の固定資産除却損は平成14年度に計上している。

湯元浄水場除却(除却損156,699千円)

湯元浄水場は平成6年4月に休止することになった。その後平成13年2月に当該施設の水利権を富田浄水場へ移動する事項が認可された。したがって、当該施設は平成14年度より前に固定資産除却の会計処理を行うべきであった。

旧工業用水道施設除却(除却損250,283千円)

平成6年4月に旧通商産業省に小規模工業用水道事業の廃止届を提出し受理されたが、一部の配水施設については利用の可否について結論を見ず、平成14年度に除却することとなった。したがって、当該施設については平成6年度以降速やかに意思決定を行い、固定資産除却の会計処理を行うべきであった。

2. 収入関係

(1) 建築物開発負担金の収入計上時期

建築物開発負担金に関する未収入金のうち、長期滞留しているものが3件(7,214千円)ある。当該負担金収入は開発者から給水装置工事の申出があるとともに請求書を発行し計上している。しかし、この3件の工事については開発計画が延期となっており、開発負担金も納入されていない。平成11年度からは申込者の給水装置工事開始意思を確認してから請求書を発行するよう改善されているが、給水装置工事施工の見込みがないものについては収入計上を修正すべきである。

(2) 前受金管理

改正前給水条例においては、1ヶ月分の水道料金相当額を前受で収受することになっており、精算されずにいる前受水道料金 9,302 千円が存在する。この前受水道料金については、いずれ精算処理しなければならないものである。しかし、金額的な面を鑑みると1件あたり極めて少額であることから、改めて電算管理するのはコスト的に見合わないと考えられる。何らかの方法により当該前受金の精算を終了させる方策を早急に検討する必要がある。

(3) 債権管理

平成 12 年度における欠損処理の中には、破産会社に対する水道料金 2,654 千円が含まれている。しかし、水道局には管財人からの破産通知が届けられなかったために、破産債権の届出をすることができなかった。料金の滞留先については破産等に至る可能性も高いのであるから、その動向については特に注視する必要がある。なお、過去に法的倒産に至ったために欠損処理した相手先について法的書類が見当たらず、過去の事実を確認できないものもあった。倒産者の整理が完了するまで管理を徹底することが必要である。

3. 契約事務(随意契約)

水道メータ取替業務委託契約および給水装置工事申込み受付電算入力業務委託契約については、副申書に記載の理由によれば、随意契約とすることの積極的理由は見当たらないと判断されたため、内容を聴取した結果、2件とも妥当な随意契約理由に基づき契約を締結していることが判明した。副申書は、合理的、具体的な理由を記載し、随意契約をするに当たり適正な判断ができるようにすべきである。

4. 停水処理

水道料金は「水道料金等未納による給水停止に関する取扱要領」に基づき、滞納5ヶ月で停水処理が採られることとなる。しかし、未納月数が5ヶ月を超える5件については、原則どおりに停水処理を行うと倒産の引き金となりかねないことから停水処理しなかったものであったが、結果として回収不能に至っている。なお、このような場合、「水道料金等支払計画

書」を取り交わし、停水を猶予しているが、相手先の経営状況調査等による支払予定の実現可能性については検証していない。停水に関する運用は他の利用者との公平性の観点からも厳密に取り扱う必要がある。

5. 指定給水装置工事事業者の指定

給水装置工事事業者として指定を受けるための基準の一つに、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当しない者であること」がある。これについては給水装置工事事業者が自ら誓約書を記載しているため、その旨の確認ができない書類となっている。上記に代えて、その点に関する証明書の添付が求められるべきであり、今後毎年一定の時期に同証明書の添付を求めることも必要である。

6. 道路舗装復旧工事に係る安全対策

道路舗装復旧工事に係る安全訓練については工事共通仕様書に規定されており、「安全・訓練等の実施状況を……工事報告(工事週報、写真等)に記録し報告するものとする。」とされている。しかしながら、請負業者からは写真のみが提出されているため、安全訓練の内容および時間については不明である報告書が散見された。また写真自体も日付が入っていない。今後はそれらが確認できる資料の提出を求めるか、当該仕様書の内容を実行可能なものに変更すべきである。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見の概要

1.水道局の概要

○ 経営状況

将来給水収益の大幅増加は見込めない。費用面では、支払利息と減価償却費の発生は元本に対応して避けられないものであり、また、修繕費等の多額の発生が見込まれている。このような状況下で、いかにその他の費用の削減を進めていくかが財務状況改善の課題といえる。

○ 原価体系

広域水道および旧簡易水道の有収水量をそれぞれ所与とすれば、水系別の原価の差に留意しつつ茂庭、国見、中原、富田、福岡の5つの浄水場で水量を調整することにより、効率的な水の生産を行うことが求められる。

○ 稼働率

富田浄水場の給水能力と1日平均給水量(平成14年度)を比較すると、平均36.0%の稼働率となっており、他の浄水場と比べ著しく低い水準となっている。当浄水場の給水原価が高いことに留意し、必要最低限の稼働を行っているとのことであるが、当浄水場は最大でも供給能力の約半分しか使用しておらず、キャパシティの余剰分を加味したとしても過大能力といえる。富田浄水場の給配水エリアの中長期的な人口増加に留意しつつ、存続意義について検討する必要があると考える。

○ 水道局の今後のあり方

仙台市水道局の財政状況は、平成14年度において累積損失6,471百万円に膨らんでいる。仙台市水道局は、今後如何にしてこの累積損失を減少させていくかのプランを市民に提示することが求められる。

しかし、昨今では給水収益は減少傾向をたどっており、毎年予定した水道料金収入を確保することは困難な状況である。給水原価については、水道施設の老朽化に対する修繕や更新に要する経費の増加、災害対策における老朽管設備の耐震性向上は避けられない状況である。その上で、水道局の赤字を減少させる手立てとしては給水原価を削減する以外な

く、一般経費の削減、外部委託の推進をさらに進めるべきである。また、遊休資産の売却や有効活用などの収益確保は当然のことである。

以上のことより、仙台市水道局では、収入については水道料金の逡増制や料金改定に手を付けざるを得ない状況ではあるが、支出については給水原価の再度見直しを図るとともに、必要以上の設備の廃棄等について検討を加えるべきである。

2. 修繕引当金の計上基準

修繕引当金について、平成7年度以前は標準修繕費率を1.15%、平成8年度から平成11年度までは1.5%に固定していたこと、および第5次拡張事業により固定資産残高が増加したことから、平成8年度以降の繰入は大幅な増加となった。しかし、水道局では、この結果があまりに実態と乖離していると考えたことから、平成11年度は繰入を見合わせ、平成12年度から一定の算式に基づく計上方法に変更した。この方法によれば、平成12年度以降も引続き繰入となるが、これ以上の引当金残高を増加させないために繰入は行っていない。

このような過去の経緯によって、結果としての修繕引当金当期末残高は、必ずしも実態を反映したもとはなっておらず、計上方法を見直すことが望まれる。

3. 退職金関係

(1) 退職給与引当金の計上基準

平成14年度末の退職給与引当金残高は890,382千円であるが、これは100%要支給額の15.8%にすぎない。水道局ではここ4年間は退職給与引当金の繰入・戻入を行わず、支出額を退職手当に計上する会計処理が採られている。現状は、旧法人税法に定める基準を準用し、期末要支給額の20%を計上することを方針としている。しかし、平成14年度末の時点では、方針に従った計上がなされていない。これについては、平成15、16年度に当該引当不足額の解消を図るとしている。なお、水道事業の財政状態および経営成績を明らかにするためには、期末要支給額の100%を計上することを方針とすることが望まれる。

(2) 退職に関わる昇給

定年退職の場合には退職1年前に1号俸昇給する場合と退職時に2号俸昇給する場合がある。このうち前者の昇給は平成15年度から廃止されている。このような昇給体系は労働サービスとその対価との合理的な関係があるとは言えない。これについては仙台市全体で統一の制度となっているため水道局のみではなく、市全体として退職直前の昇給のあり方について合理的な制度へ改善する必要がある。

また、第17条による昇給は平成15年度から廃止されたが、民間企業の一般的な退職金規程から考えると、第19条の昇給についても検討する必要があると考える。

なお、平成14年4月1日の第17条昇給により給料が退職者20名総額月額81千円増加し、退職金は総額5,051千円増加している。また平成15年3月31日の第19条昇給により退職金は総額10,091千円増加している。

4.業務手当

特殊勤務手当の一つに業務手当がある。業務手当は結果的に係長職以下の水道局全職員に支給されており、手当として支給される性格のものよりも固定給的なものとなっているのが実態である。現状は水道局に配属されることが「特殊勤務」の扱いとなっている。当該手当の廃止等を検討する必要がある。なお、平成14年度の業務手当支給総額は68,169千円である。

5.固定資産関係

(1) 減価償却費の算定方法

無形固定資産の減価償却算定方法について下記のような不統一が見受けられた。

勘定科目	名称	減価償却費の算定方法
水利権	名取川系木流堀水利権	補助金等減額後で算定
ダム使用権	七北田ダム使用権	
ダム使用権	宮床ダム使用権	補助金等減額前で算定

減価償却については当初の取得価額を基礎として実施する考え方と実投資額を基礎に減価償却する考え方(いわゆるみなし償却)とがあり、減価償却費の算定基礎としては共に認められた方法であるが、共に仙台市水道局の固定資産であるが異なった会計処理が採

用されている。いずれかの考えによって減価償却費を計上するように統一することが望ましい。

(2) 減価償却開始時期

固定資産の減価償却については、地方公営企業法施行規則および仙台市水道局会計規程に基づき、取得の翌事業年度から実施している。現在の減価償却は規則・規程に則っているものの、適正な期間損益計算に資するためには、費用収益の対応を明確にすることが必要であり、事業の用に供した年度から月割計算で償却することが合理的である。

(3) 未利用地の管理

水道局における未利用地 17 件(簿価 377,105 千円)については局内においても早期の活用・処分方法を検討中とのことであるが、早期実現が望まれる。

なお、次の2つの未利用地については以下のような問題がある。

郷六地内用地

宮城県住宅供給公社が行う宅地開発に伴い、泉区松森の浄水場発生土処理施設予定地との交換により取得したものであるが、この用地は取得時点で既に住居系の用途地域に指定されており、発生土処理施設を建設することは事実上困難な状況であった。他の土地と交換するか、あるいは有償譲渡する、といった方策が妥当であったものと考えられる。

二日町資材置場用地

昭和 62 年まで資材置場として使用していたが、現在は駐車場や工事事務所として賃貸している。当該土地は、平成 15 年度中に建物を撤去した後、平成 16 年度に土地を売却する予定とのことであるが、より早期な意思決定が望まれるところである。

(4) 職員駐車場

大野田庁舎に勤務する水道局職員の過半は自家用車を交通手段に用いており、自家用車の駐車スペースを局では無料で提供している。この駐車スペースは同庁舎周辺に確保さ

れている緊急時(災害時)における資材置場、参集職員および外部応援車両等の駐車場としての利用地である。

駐車場利用のあり方

仙台市において進めている環境負荷の少ない都市づくりや公共交通機関の一層の利用促進の取り組みなどの観点も踏まえると、職員の通勤手段も含め、駐車場のあり方等について改めて検討すべき時期にあるものとする。

駐車スペースの利用目的検討

そもそも駐車スペースは一般市民の利用者以外には、夜勤従事者等のためにある程度の面積を確保すれば良いと考えられる。さらに、水道局の一般利用者向け駐車場の一部は借地である。水道局職員への駐車スペースならびに一般利用者向け駐車場については、緊急時(災害時)における資材置場等としての利用地として確保されているものであり、このような前提で駐車スペースを確保するのであれば、資材置場等として使用する面積の妥当性について再検討すべきである。

6.料金関係

(1) 料金収納方法

平成 14 年度末の未収水道料金の滞留月数が 1.3 か月となっている原因は自動引落以外の振込等の方法による料金支払者の滞りと推定される。したがって、振込等の支払者からいかに確実に料金を回収するかが課題といえる。

水道局では自動引落による料金回収が比較的促進されているものの、今後はさらに、費用対効果を見極めつつ料金回収の促進、利用者の利便性の観点からコンビニエンスストア等の活用が望まれる。

(2) 欠損処理

水道料金

水道局会計規程においては、水道料金を不納欠損処理する時期は時効等により債権が消滅した場合により行くとされている。実際には地方自治法における時効(5 年)の規定を根

拠に請求年度から6年後に行うこととしている。しかし、未収入金残高には既に回収不能として一部欠損処理している相手先、破産により回収不能と見込まれるもの等がある。会計的には各相手先の倒産状況等に合せて、債権の入金が不能と考えられるに至った時点で欠損処理を行うことが望ましい。

路面復旧費

路面復旧費について、平成9年度以降平成14年度までの未回収額については未だ欠損処理されずにあるが、この中には平成14年度に不納欠損処理(平成8年度以前に発生した未回収額分)した指定給水装置工事事業者が含まれている。上記と同様に、これらの不納欠損処分の時期は各事業者の倒産状況等に合せて、債権の入金が不能と考えられるに至った時点で行うことが望ましい。

7.消火栓負担金

平成14年度に計上されている消火栓負担金116,931千円は、「平成12年10月1日から平成13年9月30日までの消火栓の維持管理に要した費用」である。公営企業会計では原則的に発生主義での会計処理が求められている。したがって、平成13年10月1日から平成14年3月31日までおよび平成14年4月1日から平成15年3月31日までの消火栓負担金を追加未収計上することが本来必要である。しかし、現在は一般会計における予算計上額との整合性を考慮して収入額を計上する会計処理となっており、今後本来の会計処理を採ることが可能となるよう一般会計側との協議を行うことが望まれる。

8.契約事務関係

(1) 契約別入札結果集計

平成14年度の入札結果については、1回目の最低入札者が2回目においても499件すべてのケースにおいて、最低入札者になっており、公正な競争原理が働いていたか疑問が生じる。

(2) 落札率

平成 14 年 6 月 12 日行われた接線流羽根車複箱式水道メータ購入(20mm)の入札結果については、1 回目の入札において 10 社の内同額の 31,000,000 円で入札した会社が 4 社あり、かつ同額入札したすべての会社が 2 回目では辞退していること、また 2 回目の入札では 4 社の内最低入札者の A 社を除いて同額の 27,000,000 円で入札しており、3 回目では随意契約を希望していない。

また、平成 14 年 6 月 18 日と 7 月 19 日に行われた同じ水道メータ購入の入札については時期が 1 ヶ月後にもかかわらず、同額の 2,400 円の単価で異なる業者が落札している。

さらに、道路舗装復旧工事単価契約は、各行政区単位でそれぞれ入札を行っており、その結果はいずれも 1 回目の入札で決定されている。また、すべて 1 回目の入札で異なる業者が、しかもすべての行政区で同額の 10,200 円で落札している。

上記の例に見られるように如何にも不自然な入札結果が生じている。したがって、現状の競争入札制度の実効をさらに向上させるためには、不自然な入札価格については、再度入札者を代えて入札を行う等の改善提案が考えられる。

仙台市では平成 15 年 11 月から、業者間の競争性の向上や談合防止を目的に入札・契約制度の見直しを行い、水道局も実施したところであるが、この新制度に基づき、より透明で公正な入札制度となることを期待する。

(3) 積算根拠について

「業務委託の積算要領 第二章業務委託費の積算要領 その他業務委託 労務単価」において、人材派遣料金について積算を行う場合、物価資料による「東京」の価格を採用することとなっているが、「仙台」に近似した他都市の単価を採用すれば、経費削減の可能性がある。経費削減の観点から、単価の採用方式について同要領等の規定の見直しが望まれる。

9.鉛管取替融資斡旋制度

昭和 53 年以前に建築された建物について、給水装置に鉛管を使用している可能性がある。水道局では給水装置に鉛管を使用している世帯に対して、金融機関が融資限度額 50 万円で無利子貸付(利子は水道局負担)の融資斡旋する制度を設けている。しかしながら、

平成 14 年度において融資斡旋制度を利用した市民は非常に少ない。早急に取替えを推奨するためには今以上にこの制度の広報活動を行うことが求められる。

10. 検針業務の法人委託化

水道メータの検針業務およびこれに付随する業務に関し、個人の検針員と「仙台市水道メータ検針業務委託契約書」を締結している。水道局はこの検針作業に対して様々な委託料を支払っている。今後個人から法人委託に切替え、入札制度に変更することによって委託費用を減額すべきであると考え。水道局から入手した資料に基づいた試算によれば、検針業務の民間法人移行により約 2,000 万円の費用が全体的に節減される。

また、検針業務の委託については、ガス局、電力会社との共同化についても考慮すべきである。

11. 水道サービスセンター

水道サービスセンターは、市中心部の窓口の確保および顧客サービスの向上を図る目的で設置されたものである。水道サービスセンターの業務としては、水道料金の収納、給水装置に関する相談および水道料金に対する苦情、水道料金の減免申請受付が主なものである。しかしながら、とについては他の方法によって解決できる。については、特定月にその約 8 割が集中しており、他の月はほとんどいない。したがって、集中月に特定の場所を利用して減免申請者を受け付けることが考えられる。これらを鑑みると、以外については水道サービスセンターを設置する必要性は乏しいと考える。業務の縮小を検討すべきである。

12. 水のコンサート

仙台市水道局では毎年水道週間に仙台市民を招待し、仙台フィルハーモニー管弦楽団による「水のコンサート」を開催している。この水のコンサートが開催されていることを知らない市民も多く、かつこのコンサート自体が本当に水道局のPRになっているかも疑問のあるところである。多大な赤字を抱えている水道局が水のコンサートを行う必然性はないと考える。

13. 仙台市水道記念館

水道記念館では、仙台市の水道の歴史や水道のしくみなどをパネルや映像によって紹介している。水道記念館の運営のため、15,750千円をかけて仙台市水道サービス公社に委託を行っているが、水道記念館の紹介内容は充実しているとは言えない。また、水道記念館の場所、さらには水道記念館自体あることを知らない一般仙台市民も多く存在することも確かである。水道記念館のあり方について再度考える必要がある。

14. 外郭団体(仙台市水道サービス公社)

(1) 開閉栓等メータ保守業務

仙台市水道サービス公社は仙台市水道局から委託を受けて水道メータの保守業務を行っている。この業務の主なものは、引越等に伴う水道の使用開始・廃止のための開栓・閉栓である。平成14年度においては13名を13地区に分けて保守業務を行っているが、地区割により職員の移動が硬直的になっている。今後は地区割を柔軟に対応する等効率的な人員配置を行うことによって人員数の削減が考えられる。

(2) 簡易専用水道等検査手数料

仙台市水道サービス公社は水道法および簡易給水施設等の規制に関する県条例等に基づいて、ビル・マンション等の受水槽の水質および施設の検査を行っている。簡易専用水道等検査をすべき受水槽は仙台市におよそ10,000件存在しているが、検査が行われているのはその半分程度である。未受検施設を少なくするため、さらなる広報活動を行うべきであるとともに、受検を勧めるよう努めるべきである。

以 上